

## 御回答

情報公開法の改正につきましては、三月四日に山花大臣政務官から外務省御意見を頂き、ありがとうございました。御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただき、蓮舫大臣とも相談の上、別紙のとおり回答させていただきます。何とぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成二十三年三月七日

内閣府大臣政務官

園田康博

### 1. 請求手数料の原則無料化（16条1項）について

開示請求手数料を原則廃止することとする趣旨について了解していただき、ありがとうございます。その上で、開示請求手数料の原則廃止ではなく減額について御提案いただきましたが、先般の御回答の中で申し上げましたとおり、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づき、開示請求権の行使を更に容易にするために、今回の改正のいわば目玉として、行うこととしているものであることを何とぞ御理解いただきたいと思います。

また、商業的開示請求についてまで手数料を廃止することは国民の理解が得られるものではなく適当ではないとの回答について理解していただき、ありがとうございます。その上で、商業的請求への対応につきましては、前回回答させていただいたとおり、適切な運用が確保されるよう、しっかりとガイドラインで記述していきたいと思っております。

なお、開示請求手数料の原則廃止に伴う濫用請求増加の懸念を持つ省庁もありますので、濫用的な開示請求についてのガイドラインのみならず、情報公開法5条において、開示義務の例外として「当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない」と明確に規定することを検討しています。

### 2. 「有意でない情報」の開示（6条1項）について

外務省の費用対効果の観点からの御指摘は一理あるものとして承りたいと思いますが、その一方で、行政がこれまで部分開示規定の恣意的運用を行ってきたことに対する批判への謙虚な姿勢も必要だと思っております。今回の改正は、「行政透明化検討チーム」で行われた議論に基づき、これまでの反省を踏まえた改正であることも御理解ください。

いずれにいたしましても、前回も回答させていただいたとおり、運用上の対応につきましては、今後、ガイドラインで丁寧に記述していきたいと思っております。

### 3. 開示決定等期限の短縮（10条1項）について

前回も回答しましたとおり、外務省の保有する行政文書は、外交・安全保障に関するものなど機微にわたるものが多く、専門的かつ慎重な判断を要するため、開示決定等までに期間を要すること、また、このため、10条1項の開示決定等期限内に対応できないものも多く、10条2項に基づく期限の延長及び11条に基づく期限の特例の適用により対応せざるを得ないことは、当方としても十二分に理解しているところです。

ガイドラインにおいて、これら期限の延長や期限の特例の規定は、開示決定等までに期間を要し、10条1項の開示決定等期限内に対応できない場合があること

を前提に、そのような場合の措置として置かれているものであることを明記することを前回の回答で申し上げましたが、このようなガイドラインを、多くの国民の皆様にご覧いただけるよう、しっかりと広報啓発・周知徹底を図ってまいりたいと思いますので、何とぞ御理解のほど、よろしく申し上げます。

#### 4. 11条延長中のみなし不開示（11条3項）について

今般の改正は、開示請求者側の視点を重視し、行政機関が開示決定等までの期間として必要以上に長い期間を設定しているような場合も想定して、開示請求者が、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟又は不服申立てを行うことを可能にしようとするものであり、一定の意義があるものと考えているところですが、外務省の御指摘につきまして、蓮舂大臣ともども、改めて重々検討してみました。

その結果として、御指摘の一定期間経過後の「みなし不開示」規定（11条3項の括弧書き（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間））につきましては、削除する方向で検討したいと思いますので、何とぞ御理解ください。

#### 5. 内閣総理大臣の措置要求（21条）について

公益裁量開示の事例が現状より増加するとの説明は、若干誤解を招くところがあったかもしれませんが、21条の新設の背景は、公益裁量開示の充実の要請に応えることです。外務省の御回答では、「公益裁量開示が増加することは本当に望ましいことなのでしょうか」との御疑問がありました。公益裁量開示の充実の要請に応えるということは、ただ単に件数を増加させることのみではなく、7条該当性について、それぞれの行政機関の長が、国民の知る権利の保障の観点も意識しつつ、現状よりもさらに真摯な熟慮の上で、判断を行うことであり、その結果として事例が増加することにつながり得るということです。御指摘のとおり、公益裁量開示をするということは、法5条（不開示条項）に照らして不開示とすべきであるにもかかわらず開示するということであり、開示による影響を、正の側面だけではなく、負の側面も含めて、慎重に比較衡量する必要があります。

一般に、勧告は、「ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為」であるとされ、「公の機関相互間において『勧告』という制度が採用される主たる理由は、指揮命令の関係のない機関相互において相互の自主性を尊重しつつ、ある機関の専門的立場における判断ないし意見を他の機関に提供注入することによって、当該機関の任務の達成に遺憾のないようにしようとするにある」とされております（「法令用語辞典」学陽書房、p.100）。

このような極めて高度の政治的又は専門的・技術的な判断をするにあたっては、その開示による影響を、よりの確に理解する必要があります。これは、当該情報が、特定の行政分野においていかなる意味を有するのかという観点だけではなく、

国民的目線で、国民の知る権利の観点から、当該情報の開示の公益性が認められるのか、という観点を含んでおります。

勧告は、外務省御指摘のとおり、「必ずこれに従わなければいけないという拘束までを課すものではない」ものです。そして、勧告を受けた行政機関の長がこれを尊重することを前提に、「相互の自主性を尊重しつつ、ある機関の専門的立場における判断ないし意見を他の機関に提供注入することによって、当該機関の任務の達成に遺憾のないようにしようとする」ためのものです。前回の回答での修正案は、情報公開制度を担当する大臣たる内閣総理大臣として、国民の知る権利の観点を、行政機関の長の自主性を尊重しつつ、提供注入しようとするものです。そして、これこそが、21条の目的である公益裁量開示の充実であると考えます。

確かに、御指摘の内閣府職員の情報アクセスについては、内閣府設置法7条7項以上の根拠規定はありません。しかし、21条の趣旨にかんがみ、仮に、対象文書を見なければ判断ができない場合は、当該文書の取扱いについての外務省の御意見を十分に聴いた上で、高度の政治的又は専門的・技術的な判断を行うことができる者に限って当該文書を見分することとし、外務省のセキュリティ・クリアランス制度等に準じた堅牢な保秘の体制を取ることとしたいと考えております。

国家行政組織法2条2項において、国の行政機関は「すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない」とされております。21条の勧告制度は、国の行政機関の一翼を担う行政機関の長の高度な政治的又は専門的・技術的判断に、情報公開制度を担当する内閣総理大臣の国民の知る権利の観点を提供注入し、その判断をさらに充実させるためのものです。何とぞ御理解いただきたいと思っております。

## 6. 裁判所による「インカメラ審査」(24条)について

繰り返しになりますが、御意見のとおり、いわゆるインカメラ審査を導入するに当たって、情報の管理に注意を払う必要があることは、当方としても十分に認識しているところです。そこで、今般の改正案におきましても、インカメラ審査の要件を厳格なものとする(24条1項)とともに、何人も対象となる行政文書の開示を求めることができないこととしている(同条2項後段)ところです。このため、特別管理秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審査が行われることはまれであるものと考えており、また、行政文書の写しやその内容を記載した調書を裁判所の記録に残すことは同項後段の趣旨に反すると考えております。これらの規定により、対象となる行政文書に記載された情報が訴訟記録を通じて漏えいすることを防止する仕組みとしています。

その上で、裁判官には、官吏服務規律により守秘義務が課されており、守秘義務に違反した場合には、弾劾裁判による罷免の対象となり得(なお、罷免の裁判を受けたことは弁護士の欠格事由に該当するため、弁護士業務を行うこともできなくなります。)、また分限裁判による懲戒の対象ともなり得ます。これらを通じ

て、裁判官の守秘については制度的な担保がされていると考えています。

もっとも、裁判官の保秘制度が担保されているとはいえ、一定の、極めて機密性の高い情報を記載した行政文書につきましては、それをインカメラ審理に付すること自体により、重大な国益が損なわれる場合がありえるとの御指摘につき、蓮舫大臣ともども重く受けとめて再考しました。

そこで、行政文書をインカメラ審理に付することにより、重大な国益が損なわれるような場合には、行政機関の責任と判断によりインカメラ審理がなされない制度に修正することを検討したいと思っておりますので、何とぞ御理解ください。